

# 生涯学習

No.583

かおり高い

文化のまち

## 町人権教育研修会（9月15日）の報告

北川法律事務所 弁護士 北川和彦先生の講演より（抜粋）

演題 「子どもの人権を守るために大人ができることは何か」



子どもを取り巻く現状や子どもの権利条約について理解し、日常における子どもの理解や支援をさらに進めるために、北川先生にご講演いただきました。

北川先生は 1984 年度より弁護士活動をされ、長野県弁護士会会長、同会子どもの権利委員長を歴任し、現在は、長野県労働委員会会長、諏訪児童相談所児童虐待アドバイザー、松本市子どもの権利擁護委員をされています。

### 未完の姿で完結している

ああでなければならぬ  
こうでなければならぬ  
いろいろな思いめぐらしながら子どもを見るとき  
子どもは実に不完全なものであり  
鍛えて一人前にしなければならぬものようである

いろいろなとらわれを棄て  
柔らかな心で子どもをよく見るとき  
そのしぐさのひとつひとつがじつにおもしろく  
はじける生命のあかしとして目に映ってくる

「生きたい、生きたい」と言い  
「伸びたい、伸びたい」と全身で言いながら  
子どもは今そこに未完の姿で完結している

出典：『伊那の勳太郎』大槻武治著 一般社団法人信州教育出版社 2014年

北川先生は「未完の姿で完結している」の詩を紹介し、次のように話されました。

子どもの権利という難しいことを言っているようですが、全てがこの詩に入っています。こういう形で、先生が子どもと向き合い、保護者の方が向き合い、その他、子どもさんに関係する方々がこういう気持ちで向き合っていたら、別に子どもの権利という必要は全然ないんです。

子どもの権利を考えると自分に分の子どもの時を思い出してほしい。どんな大人だって子どもの時代があって、子どもの時にどんなことを考え、どんな思いをしたのか、大人に対してどんなことを言いたいのかってことは必ず持っていると思います。その気持ちを思い出して、その子どもに向かってもらいたいと思います。

今、はじめとか不登校の問題が出てますけど、肝心の子どもさんから話を聴くことがなかなか

できていないんじゃないかと思えます。

加害者に、はじめがあったのかどうか、どういいうじめをしたのか、なぜしたのか、そして、どういいう気持ちでそういうことをやったのか。それから、はじめの中には、直接の加害者、付和雷同者、傍観者がいるという被害者を入れて4層構造というのがあります。その役割を十分に把握してから、いじめに対応していかないと一律に加害者だからといって厳しく対応していくと、なかなか加害者と言われる子どもに寄り添った対応ができないんじゃないかと思えます。ですから、一番の問題はやっぱり子どもから直接話を聴くことです。

松本市の権利擁護委員をやっている9年目になります、次のような事例がありました。

クラスの中であるゲームが行っていました。

その子は直接の加害者ではなくて付和雷同者です。被害者とされる子がその子を含めて加害者と言ったことから、先生はそのことを信じて反省文を書かせました。何度も先生が納得するまで書き直しをさせられました。そのことによって、その子は先生に対する不信心や恐怖心で登校できなくなっていました。

このケースも結局、保護者も学校側も子どもの話をよく聴いていないということがありまして、権利擁護委員として、まず子どもから話をよく聴き、学校・保護者と話をしながら調整してきました。

## 子どもの権利条約

1989年に国連で採択<sup>さいたく</sup>され、日本では1994年に批准<sup>ひじゅん</sup>されましたが、それに準拠<sup>じゆんきよ</sup>した法律が作られないまま、30年後の平成28年によく「児童福祉法」が改正されました。第一条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の

健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」が入りました。そして、今年、令和4年6月に「こども基本法」ができ、「こども家庭庁」が新設されることになりました。

「子どもの権利条約」で一番大事にしないといけないのは、3条の「最善の利益」です。「子どもに関わる全ての活動において子どもの最善の利益が第一次的に尊重される」とあります。これは子ども一般ということではなくて、そこに置かれているその子にとって、最大の利益は何かってことを大人全員が考えることです。

いじめられた子がいるときに、それに対してどういう大人がどういう関わり合いをすべきかということをもみながら考える、加害者の子どもがいれば、加害者の子どもに対して、大人がどういう関わり方をどうすべきか、全て子どもを中心に、どういうアクションを起こすことが我々にとって必要かということを考えなさいということです。

そこにいる子どもに対して、誰がどういう関わり方をしたら、この子にとって一番よい成長になるか考えましょうということが、子どもの「最善の利益」の保障です。

子どもの問題を扱うときに常に対立する二つの考え方があり、一つは、子どもは不完全な存在で優れた大人になるために今の自分は克服すべきものだという考え方は未完成的な大人ではなくて人生のそれぞれの時期それぞれの状態にそれぞれに適合した完成があるという考え方です。

そして、それが、子ども観にも影響してきました。一つには子どもが社会的弱者で大人から見守られるべき存在なんだという保護の対象としての考え方もあります。もう一つは、子どもは未成年大人ではなくてそれぞれの年齢に応じて100パーセントの人格があり、権利の享有<sup>きやうゆう</sup>主体だとする考え方ですが、これについては、子どもの人権に対するアレルギーというものが非常に根強く日本にあります。

「子どもの権利条約」は、発展途上国の劣悪な生活や環境改善が主目的で制定された、つまり、貧困で生存も危うい子ども達のためにできている条約だとされ、子どもは未完成で保護される対象で次世代を担う子どもに望ましい型を教えることが必要であり、子どもを自由にさせるとわがままを助長し躰<sup>しづけ</sup>を困難にするという考え方です。

しかし、子どもの権利を認めるから、わがままを助長することになるという考え方は間違いで、子どもの権利をどう行使<sup>こうし</sup>するかという問題なんです。あくまでも子どもの権利行使の方法の問題になります。理想の子ども像をつくらない。だから、型を教え込もうとするのではなくて、その目の前にいる子どもに対して丁寧に接することが必要です。

子どもの権利を認める場合、他の子どもにはどういう権利があつて両方の権利のぶつかり合いを探るところで調整ができます。調整していくことに

よって権利の限界がわかってくるのです。

権利擁護委員をやっている、一つあった事例を紹介します。

コロナで学校が2カ月ぐらい休みだった後に学校へ行ったらとこころ、クラス内で昔自分がいじめた子と一緒にあったことと勉強が不安になり、髪の毛を染めることで力を得て学校に行きました。学校の先生も賛否両論で、受けられる授業がかなり制限されました。そのことに保護者が怒って、結局、クラスが荒れてしまったという事例です。

私は、その子になぜ髪を染めたのか、結構時間をかけて聴きました。そしたら、その子なりの理由が、先ほどの理由の他にもっともっと深い理由があったのです。

先生方は、なんでその子が髪を染めたのか、誰も聴いていないで、ただ髪を染めたことがよいのか悪いのか、それだけで大騒ぎしていました。保護者は不公平な扱いに怒って学校にがんが言うのですが、肝心のその

子がなぜそういうことをしたのかを聴いていなかったのです。

ここで、大事なことはその子にとって最善の利益とは何かを、そのために大人がどういうふうに関わればよいのかを考えるということなのです。

その子は、話を十分に聴いてあげたら、そしたら割と気持ちがあすとんと落ち着いて、なぜ髪をその色に染めることがよくないかをこちらから持ちかけて、やっぱり他の子の注意を散漫にするっていうマイナスの効果もあるわけですが、丁寧に説明すればその子もわかってくれて、そういうふうには調整しました。権利はあるけれども、その限界をわかってもらうということが必要ではないかと思えます。

私たち大人ができることは子どもと肌で接する、子どもに話しかける、子どもの話を聴く、自分の子どもだけでなく、他の子どもにもいろんな話をしてもらいたいと思います。機会を見つけて子どもと直に話をしてほしいと思います。



下諏訪町教育委員会  
教育長職務代理者 河西 雄一  
かさい ゆういち

## 子どもの人権を守るために自分にできることは何か

子どもも我々大人と同等に一人の人間であると認識して向き合う必要性を、先生が実際に子どもの権利擁護委員として活動してこられた経験を例にしてお話ししていただき、今まで自分が子どもの立場に立って考えてきたのかということの再確認ができました。

ある中学校で、体育教師の言動・指示が不適切であると、生徒達の間で問題になっているとして担任に報告・相談があった。体育教師は、問題となっている言動・指示の事実自体は認めたが、生徒たちが感じたような意図はなく、教育・指導の一環と弁明した。担任も学校長も、体育教師の弁明を前提として判断し、生徒達の受け取り方が誤っていると問題解決しようとした。しかし、学校側の判断がおかしいと指摘を受け、クラス全員からアンケートを取って確認すると、生徒達の受け取り方は間違っていないということが分かった。

大人と子どもではなく、人と人がそれぞれ主張しているということを前提に、子どもの主張している内容についてもじっくり聞いて、起きた事柄について公正に判断することが大切であると改めて学ばせていただきました。頭では理解しているつもり、口でも「子どもの目線に立って」と言っていますが、それが本当はどういうことなのかを実際にあった事例を基に分かりやすくお話ししていただきました。

北川先生のお話を聞き終わり、改めてテーマを見た時に、より自分のこととして考えるために、「大人にできること」よりも「自分にできること」として向き合うようにしなければと、考えさせられる講演会でした。



保健福祉課

保健予防係

高木 たかぎ

麻寿美 ますみ

### 思いやる気持ち

人権といえば、私の中では、中学の社会の授業で習った「基本的な人権の尊重」です。研修会に参加する前に、ネットで調べてみると「人が生まれながらに持っている人間としての権利」で、人間がかけがえない個人として尊重され、平等にあつかわれる、自らの意思に従って自由に生きるために必要不可欠な権利とありました。私は、今まで、権利や人権を考えることなく、生活してることができたなあ、これは幸せなことだなあと気づきながら、研修会に参加しました。

研修会の中で、子どもの権利条約の説明がありました。子どもの権利条約がつけられたということは、子どもの置かれている環境が厳しいものになっているということ、子どもの権利が脅かされている状況が多々あるということ、北川先生が、子どもの権利条約の4つの一般原則の中の「最善の利益」が一番大事と話されていましたが、「その子にとって最善の方法をすべての大人が考えなくてはいけない。加害児がいるときは、その子のことと同じように考えなくてはならない」と話されていました。よく、子育ては家族だけではできず、社会全体でやっていく必要があると言われていますが、私自身の家族内のことを考えても、本当にその通りだと思いました。家族だけの世界では、子どもの人権が脅かされていることもあるだろうと思いましたが、また、権利の限界をさがし、双方の権利の折り合いをつけていくことも大事だと話されており、これも自己中心的な考えにならないために大切なこととです。

ありきたりではありませんが、不平不満はたくさんありますが、自分以外の人のことを思いやる気持ちの積み重ねが大切だと再確認できました。



下諏訪社中学校教諭

伊藤 いとう

羽菜 はな

### 一人一人の背景を見る

今回の研修では、子どもの人権に関わる10の項目から、私たち大人ができることは何かということ学びました。私は、今回の研修を受けて、北川先生の「その子にとっての最善の利益は何かを考える」という言葉がとても印象に残りました。例えば、ある生徒が忘れ物をした時や、ほかの生徒とけんかをした時など、何か問題が起きた時に、私たち大人はすぐに叱ってしまいがちですが、そうではなく、問題を起こした生徒に対し、「なぜ」という問いかけをし、頭ごなしに叱る前にまずはその子自身から話を聞き、その背景を見る必要があるということに気づきました。私自身これから子どもと向き合う際に、その子が何を抱えているのかという背景を見極め、その子にとってどのような言葉かけが必要であるのかということを考えていきたいと思いました。

また、その際に気を付けなければならないこととして、子どもたちは一人一人「自分で決める権利」を持っているため、子どもの口から話を聞いた時には必ず秘密を守り、誰かに共有する必要があると感じた場合は「今の話を他の人にしてもいいかな？」と許可を得ることです。子どもが権利を持っているということ、これは普段中々意識することがなく、実際、子どもの権利条約に基づく総合条例は全国で43の自治体でしか制定されていないと研修の中で学びましたが、まずは私たち大人が子どもにも権利があるということを知ることから始めていかなければならないと考えました。

今回の研修では、様々なことを学びましたが、まずは「一人一人の背景を見て、その子にとっての最善の利益を考えること」「子どもから聞いた話は、秘密にし、誰かに話す場合は許可を得ること」の二点を意識して、これから生かしていきたいと思いました。

# 継続は力なり 新鶴本店

専務取締役

河西正憲まさのり（横町木の下）



今年の9月に、下諏訪町内の小中学校4校の給食に塩羊羹しおようかんを寄贈させていただきました。

来年、当店が創業150年を迎える中、当店のような小さい店が、ここまで長く同じ商いを続けてこられたのは、多くのお客様、特に地元の皆様が、新鶴塩羊羹を食べ続けてくださったからだと思い、地元への恩返しとして、地域の将来を担う子どもたちへの塩羊羹の提供を考えました。

正直「子どもが羊羹なんて食べるかな？」と不安も感じては

おりましたが、当日の給食の様子を見学させていただき、笑顔で「おいしい」「また食べたい」と言ってくれる声を直に聞き、こちらの心が洗われるという貴重な経験をさせてもらいました。



当店は明治6年（1873年）に初代河西六郎が創業。河西六郎は旅籠「つるや」の息子でした。「つるや」は江戸時代より、現在の遊泉ハウス児湯のある土地にあった宿で今も「つるや跡」の看板が敷地内に立っています。河西六郎には兄がいたため家業を継ぐことはなく、自ら新しい商売を始めるわけですが、その際に「新たに」「つるや」

の息子が商売を始めるので、「新鶴」と名乗ったと伝え聞いております。

当店の看板商品である新鶴塩羊羹ですが、製造方法は創業当時から今も変わらず、天然寒天、小豆、砂糖、塩のみを原材料とし、櫓ならの薪たきぎの火で練り上げます。そんな塩羊羹を作り、販売してきた当店ですが、大事にしていることが2点あります。

「目の届く範囲で商いをしなさい。」

私の曾祖父（三代目）の言葉です。商売をするにあたり、規模を大きく拡大していくのではなく、自分たちの目の行き届く中で製造から販売まで一貫する商いを続けて参りました。

「変えない努力をしなさい。」

父（五代目）から言われています。創業からの製法を守り、技術を維持するのは難しい面がとても多く、それでいて地味に見えるかも知れません。それでも当店では「変えない」難しさへ挑戦し、努めてきました。

人間どうしても自分で「新し

い物」を作り、「変化」をもたらしたくなります。自分の成果として目に見えてわかりやすいですし、達成感もあります。

もちろん、店として拡大することも、新しい挑戦をすることも素晴らしいものですが、当店は商売の手法が、羊羹の製造方法が、効率的でも、新しく刺激的なものでもなくとも、変えない努力でお客様にご愛顧いただいた店と品を大事にしてきました。

明治の文明開化、大正デモクラシー、昭和の高度経済成長期、平成のバブル期といったの世でも時流に乗るのではなく、堅実に継続してきました。

こうしてこだわりを持った商いを続けてきたことで、新鶴本店は、下諏訪を訪れた人々、そして何より地元の皆様にご愛顧いただき、創業150年を迎えようとする事が出来ました。「継続は力なり」の体現であると私個人は感じており、今後ともこの心構えを忘れることなく、下諏訪でひたむきに商いを続けていきたく思っております。

## 令和5年 下諏訪町二十歳を祝う会 (旧成人式) のお知らせ

- ◇対象者：平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
- ◇期 日：令和5年1月8日 (日)
- ◇受 付：午前11時30分
- ◇開 式：正 午 (12:00)
- ◇会 場：下諏訪総合文化センター やまびこホール (大ホール)

対象者 (当町在住の方・親等が在住の方) には、出欠席の案内を11月上旬にお送りしました。必要事項をご記入の上、返信してください。新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催方法を変更する場合があります。



■ 問い合わせ 下諏訪町教育委員会 生涯学習係 ☎27-1111(内線718)

## 令和4年度下諏訪町民総合文化祭の開催報告

子どもから大人まで約350名の方が参加し、3年ぶりの町民総合文化祭が開催されました。どの団体も、コロナ禍でできなかった3年分の想いを込めて発表をしました。ご来場いただきました皆様、どうもありがとうございました。

### 〈 作品展 〉

9月30日(金)～10月2日(日)  
生け花、書、写真、絵画、彫塑、陶芸、木工、手芸作品など約300点が出品されました。



### 〈 芸能祭 〉

10月2日(日)  
13団体が参加し、チアダンス、詩吟、ヒップホップ、民謡、フォークダンス、舞踊、ジャズダンスを披露しました。



### 〈 音楽祭 〉

10月23日(日)  
7団体が参加し、合唱や吹奏楽、フルート、ギター、カホンの音色を響かせました。



## 十二月のえん

地域の小宮御柱も終わり、壬寅の御柱年が終わりを迎えます。世界的な感染症の流行に翻弄される中でも、どんな形であれ諏訪人にとって御柱は決して切り離せない存在であることを改めて感じる一年となりました。

さて12月のイベントと言えばクリスマスが挙げられますが、主役の一つであるクリスマスツリーに御柱と同じ樅の木が用いられていることはご存じでしょうか。

主にドイツにおける風習が由来とされていますが、現地では厳しい冬の間も葉を落とすことなく青々とそびえる樅の木を「永遠の繁栄の象徴」として信仰しているそうです。

日本でも八百万の考え方の下に自然に存在する全ての物に神様が宿ると信じ、中でも大きな樹木、特に樅の木は全国各地で神の依り代として祀られる例が多く見られます。諏訪地域はそんな樅の木を中心とした祭祀を千二百年以上守り続けて来た地域であり、日本でも樅の木に縁深い土地柄と言えます。

御柱祭はその由来や意味について今なお様々な分野から研究、論考が進められています。未だ明確な結論にはたどり着いておらず、今後も結論は出ないのではないかと考えられています。これほど長く大切に守られてきたお祭りでありながら理由はよく分からないことばかりの不思議なお祭りです。

しかし、理由に関わらず大切に守ってきた、これからも守ってきたい存在があるという一点が諏訪の人々の心の拠り所の一つになっているのは間違いないだろうと感じます。

この二年間で今まで当たり前だった景色はすっかり様変わりし、まだまだ先行きが見えない不安な時期が続きますが、揺るがない拠り所を持つことが、困難に挑むにあたり最も大切なことなのだ、この御柱の一年から再認識させられました。今回の御柱年がコロナを乗り越えた先の新たな「繁栄」の礎になっていくことを願います。

(教育こども課 金丸 純)

【訂正】 クローズアップしもすわ11月号「中学生の広島平和教育体験研修」中学生の感想13ページ「大槻恭友」さんのお名前のふりがなは「きょうすけ」さんの誤りでした。おわびし訂正します。